

2026 年 4 月 20 日

日本災害復興学会 2024 年度研究会

活 動 実 績 報 告 書

<研究会名称>

能登半島地震における復興法制度検証研究会

代表者	山崎栄一
企画分担者	山中倫太郎
	佐々木晶二
	金子由芳
	千葉実
	岡本正
	飯考行
	津久井進
	永井幸寿
	鈴木庸夫
	岡田博史
	板垣勝彦
	村中洋介

<添付資料>

- ・活動に関する資料（パンフレット等）がございましたら、添付のうえご提出願います。

1. 本助成により実施した研究活動の全体概要

本助成により実施した研究活動のアウトラインを記入してください。なお、各項目における記入方法は、上段には概要を箇条書きで2行程度にまとめていただき、下段には、その内容を記入してください。

【課題、目的】 この研究活動を行った動機や目的を記入してください。
・災害復興及び大規模災害時特有の法原理・原則の検討 ・能登半島地震における法制度上の課題の抽出ならびに提言
日本災害復興学会は、社会的貢献の一環として災害復興に関する政策提言を実施することを表明している。政策提言を社会的に具現化したものが法制度であり、法制度の研究者・実務家に課せられた任務は重大であるといえる。まずは、復興学会の法学者・法実務家のネットワーク形成を図る必要があると考え、2022年に本研究会の前身である「災害復興法理論研究会」を立ち上げるに至った。本研究会の当初の目標として、災害復興及び大規模災害時特有の法原理・原則についての検討を図ることで、首都直下・南海トラフ地震等にも堪えうる災害復興法理論を構成し、立法提案の基礎とすることを目指した。 この度は、2024年1月1日に発生した能登半島地震をむかえ、災害復興理論研究会のメンバーにより、現地の実態調査を踏まえた復興法制度の検証を行うことにした。1年目は、初動・応急対応、復旧段階における提言を目指した。2年目は、今後の復興に向けた提言に加え、2年間の検証の総括を目指した。そこでなされた総括は、首都直下・南海トラフ地震等にも堪えうる新たな復興法システムの構築に寄与することが期待される。



【実施方法、内容】 この研究活動の実施方法、内容を記入してください。
・現地調査の実施 ・研究会の実施
・2024年9月11日に、石川県庁（復旧復興推進部 生活再建支援課、デジタル推進監室）を訪問、金沢大学にて田中和樹弁護士に金沢弁護士会の能登半島地震における取組を伺った。 ・2024年9月14日（10：00～12：00）に、Zoomによる研究会を開催した。 ゲストスピーカー 古越武彦氏（長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）事務局） テーマ 「能登半島地震において、なぜ、被災自治体が機能していないのか？」 ・2025年3月17日～18日に、ピースウインズ・ジャパン、JDF（日本障害フォーラム）能登半島地震支援センター、七尾市役所を訪問した。 ・2026年3月3日～4日に、金沢大学能登学舎 能登官民連携復興センター 輪島市役所 金沢大学を訪問した。



【活動成果】 この研究活動で得られた成果を記入してください。
・ぼうさいこくたい2024 ぼうさいこくたい2025において、セッションを開催した。 ・日本災害復興学会の分科会において報告を行った。
・ぼうさいこくたい2024 セッション「被災者支援法制の構造転換（ガバメントからガバナンスへ）の試み」 2024年10月19日（土） 12:30～14:00 場所 熊本城ホール 3F 会議室C2 令和6年能登半島地震について、本セッションの関心領域である（①災害時要配慮者の避難支援、②災害救助、③生活再建支援、④災害復興、⑤個人情報共有）につき、本研究会の調査結果を踏まえた報告をした。 ・ぼうさいこくたい2025 セッション「能登半島地震被災者の声から法制度をつくる～珠洲市の医療福祉・生活再建支援の現場から～」 2025年9月7日（日） 12:30～14:00 場所 朱鷺メッセ 1階 展示控室1 能登半島で活動中のNGO ピースウィンズ・ジャパンから災害関連死対策、罹災証明、被災者支援について課題提示を受け、実践と理論の架け橋として法制度からの具体的提言を行うと共に新潟県での支援のあり方を議論した。 ・日本災害復興学会2024 長岡大会 分科会「能登半島地震の初動・応急対応、復旧段階における法制度上の課題」 2024年11月10日（日）9:00～11:20 市民交流ホールC 能登半島地震における、初動・応急対応段階での国の現地支援、被災自治体の機能不全、被災自治体に対する支援、公費解体の現状といった個別テーマにつき、報告・ディスカッションを行った。 ・日本災害復興学会2025 阪神大会 分科会「能登半島地震における復興に向けた課題と新たな復興法システムの構築」 2025年10月11日（土）9:00～11:20 関西学院大学 能登半島地震における被災自治体支援、災害関連死の防止、福祉サービスの提供・被災者支援の担い手、被災者情報の収集と共有、令和7年5月における災害対策基本法・災害救助法の法改正の評価といった個別テーマにつき、報告・ディスカッションを行った。

2. 本助成により実施された研究活動に関して補足説明することがあれば記入してください。

（例：実施した研究活動の社会的意義、独自性及び改善点、今後の活動予定等）

積極的に、学会やシンポジウムに参加することにより、多くの防災関係者に災害復興に関する法制度について関心をもってもらうことができた。今回の現地調査や報告をもとに、以下のような業績を挙げることができた。 飯孝行「被災家屋等の公費解体における法的根拠の検討—2024年能登半島地震後の対応を中心に」専修大学社会科学研究所月報 第744号（2025年6月） pp.114-128 岡本正「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨における被災者のリーガル・ニーズ～2,300件超の弁護士無料法律相談事例の分析と考察」第一法規 政策法務Facilitator ファシリテータ vol.87 2025年7月30日発行 pp.2-9 岡本正「人間中心の災害法制と政策課題～令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の教訓を繋ぐ」21世紀ひょうご 第39号（2025年11月） pp.3-15 （特集「能登半島地震から2年～課題と展望～」） 能登半島地震における復旧・復興は現在も進行しているものであり、今後も、形成されたネットワークを活用して、さらなる課題提起・政策提言を行っていきたいと考えている。
--

